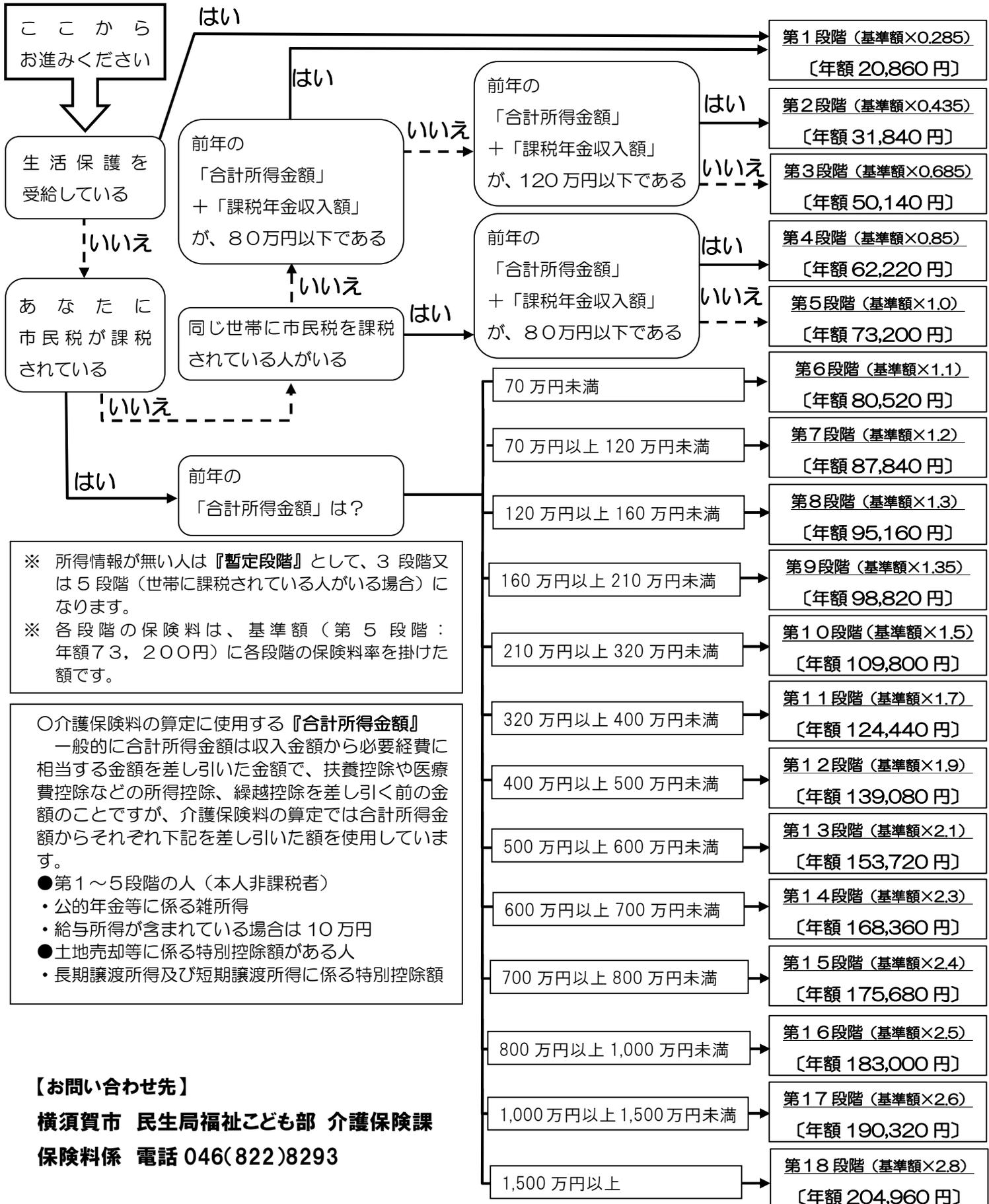


令和6年度 介護保険料のおしらせ

『あなたの保険料は……？』

【令和6年度から令和8年度の保険料】
 (3年毎に保険料の見直しがあり、次回は令和9年度です)



※ 所得情報が無い人は『暫定段階』として、3段階又は5段階（世帯に課税されている人がいる場合）になります。
 ※ 各段階の保険料は、基準額（第5段階：年額73,200円）に各段階の保険料率を掛けた額です。

○介護保険料の算定に使用する『合計所得金額』
 一般的に合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除、繰越控除を差し引く前の金額のことですが、介護保険料の算定では合計所得金額からそれぞれ下記を差し引いた額を使用しています。
 ●第1～5段階の人（本人非課税者）
 ・公的年金等に係る雑所得
 ・給与所得が含まれている場合は10万円
 ●土地売却等に係る特別控除額がある人
 ・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額

【お問い合わせ先】
 横須賀市 民生局福祉こども部 介護保険課
 保険料係 電話 046(822)8293